

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会 第1回 議事要旨

- 1 日時 平成29年8月2日（水）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 法務省訟務局会議室
- 3 出席者 松尾座長，秋山委員，伊藤委員，角松委員，白井委員，丸山委員，
小野瀬民事局長，大谷関係官，川畑関係官，渡部関係官，須藤関係官

4 議事概要

(1) 小野瀬局長挨拶等

小野瀬局長の冒頭挨拶に続き，メンバーが自己紹介を行った。

(2) 議事の取扱いについての確認等

本研究会の議事については非公開とし，議事要旨のみをホームページに公表する取扱いとすることとされた。

(3) 事務局から説明

法務省から，配布資料に関する説明等がされた。

(4) 討議

本研究会のテーマに関連して討議がされ，概要，以下のような指摘がされた。

- 共有私道の保存・管理等に関し，現場で生じている支障を十分把握した上で，そのような支障を少しでも解消することができるような解釈の指針を示すことができれば良いが，所有権は，民法上最も重要で，かつ根幹的な権利であるから，このことも踏まえ，理論的な側面にも十分に留意して検討を行う必要がある。
- 共有物の保存・管理・変更の概念は，必ずしも明確な概念とはいえず，いずれに該当するのか考慮する際に，目的物の特質，費用の多寡，共有状態が意思に基づくものか否か，共有物分割請求が可能か否かといった観点を考慮する必要がある。
- 地図作成や地籍調査の際に，共有私道について境界確認ができない場合，当該土地を含めた近隣宅地について，筆界未定地となり，近隣土地所有者等が様々な不利益を被るため，筆界特定を行った上で，そのような土地がなくなるように処理できないか。

(5) 事例の検討

法務省から，関連法令，最高裁判所判決等について説明等がされた。

引き続き，資料6に基づき，共有私道の工事等に関して想定される事例について，民法上，同意を得ることが求められる共有者の範囲等について討議が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【事例1（陥没した私道を修復する事例）について】

- 共有者間において何らかの合意が存在した場合、当該合意の内容によることになる。
- 陥没の程度によるが、少なくとも通行の妨げとなっており、従前の通行ができないような状況になっている場合において、元の状態に戻すことは、保存行為と解される傾向にあるのではないか。
- 道路を存続させることを前提とした共有関係にある場合、当該道路を存続させるために必要不可欠な行為は、保存行為に該当するといえるのではないか。もっとも、補修に高額な費用を要する場合にも同様に考えることができるのかについては検討を要する。

【事例2（老朽化した私道をアスファルトで再舗装するなどして補修する事例）について】

- 老朽化した私道をアスファルトで再舗装するなどして補修する場合において、従前よりも良質な素材を使用するなど、元の状態から改良するような場合には、管理行為と考えられる傾向があるのではないか。
- 時代に応じて舗装の質等は異なるのであるから、老朽化した私道を補修する場合、従前よりも良質な素材を使用して舗装したとしても、従前と同様の効用に戻す場合には、保存行為に該当するとも考えられる。
- いったんアスファルトやその下の路盤を剥がした上で再舗装するのであれば、保存行為ではなく、管理行為となりやすいのではないか。
- 私道を使用しない者の再舗装に関する費用負担については、その者が費用を負担したくない場合、共有持分を放棄すればよいのではないか。
- 共有私道の場合、他の共有関係とは異なり、共有物分割が本来予定されていない共有関係であり、現物分割や競売による代金分割による共有物分割請求が認められない可能性が高いことに留意する必要がある。

【事例3（砂利道をアスファルト舗装する事例）について】

- 砂利道をアスファルト舗装する行為は、物理的にみると変更行為であるが、機能的に見ると管理行為と考える余地があるのではないか。
- 砂利道をアスファルト舗装したとしても、道路であることには変わらないのであるから、物理的な改変、性状の変更に当たらないのではないか。最高裁平成10年3月24日判決とは事案が異なるのではないか。
- 管理行為、変更行為の境界を検討する際に、道路についてアスファルト舗装するということが標準化しているという時代の変化を考慮する余地があるのではないか。
- ガードレールを設置する行為についても、道路の使用方法、主として共有者が使用しているのか、車両がどの程度通行するのかという点も考

慮する必要がある、管理行為に当たるか、変更行為に当たるかはケースバイケースではないか。

【事例4（私道下の給水管を修復する事例）について】

- 私道の共有者は、民法第249条に基づき、共有物の全部についてその持分に応じた使用をすることができるため、共有私道下の給水管を修復する行為については、共有物の保存、管理、変更の問題ではなく、民法第249条に基づいてその権利を行使することができるかという問題ではないか。
- 私道の共有者は、民法第249条に基づき、給水管を埋設することができるのであるから、給水管を補修するために、いったん道路を掘削して、補修後、再び埋設することは、民法第249条に基づき許容されるのではないか。この場合、補修費用については、給水管の所有者が負担することになるのではないか。
- 給水管からの漏水により道路が陥没する可能性があるという観点を考慮すると、給水管の補修は、共有物全体のためになるとも考え得るため、給水管の補修について保存行為と考える余地もあるのではないか。
- 給水管の所有者のために、他の私道の共有者が補修工事を行う場合、事務管理に該当し得るのではないか。

以上